

		制度概要	ペナルティ等	効果
下請 次数 制限	埼玉県 (H28)	・6000万円以上の土木工事において、特記仕様書に「 可能な限り下請次数の抑制 に努めること」と記載し、3次以下の下請と契約を結ぶ際には 理由書を提出	なし(努力規定)	・可能な限り下請次数の抑制に努めることにより、元請企業・下請企業への意識付けが図られる ・下請契約金額が増加した、次数が減り施工体制が明確化した、との声あり
	新潟県 (H19)	・250～7000万円の特殊な技術を要しない地域の安全・安心に深く関わる土木工事、建築一式工事等で発注者が選定する工事につき、 2次下請けまで ・下請は、原則として管内に本支店を有する企業	ペナルティを明示していないが、契約不履行などで指名停止等を実施することも	・実現できている(対象を地域保全型工事、地元業者に限定して運用し、制度導入から長く経過しているため) ・元請けから、売り上げが上がった、法令遵守の意識が高まったとの声あり
	福井県 (H26)	・すべての工事を対象とし、 建築一式は3次まで、それ以外は2次まで (1000万円以下の土木工事は1次まで) ・次数制限以上に下請契約を結ぶ場合には 事前に発注者の承認が必要	制限以上に下請契約している場合には、是正指示、指名停止等	・工事全体で下請契約している工事が7割→5割に減少 ・土木一式において、ほとんどの工事において下請次数が2次以下となる効果 ・建築一式でも3次以下が実現できている
	京都府 (H24)	・原則として 建築一式は3次まで、それ以外は2次まで ・次数制限以上に下請契約を結ぶ場合には 理由書の提出が必要	理由書等を提出しない場合には指導の上、指名停止等の措置	・概ね下請次数制限以内に収まっている状況
	鳥取県 (H27)	・すべての工事を対象とし、 建築一式は3次まで、それ以外は2次まで 。 ・次数制限以上に下請契約を結ぶ場合には、 監督員と協議が必要	制限以上に下請契約している場合には、是正指導、資格停止等	・土木工事は、導入前から2次下請以内がほとんどだったため、影響はあまりない ・建築工事に関しては、実態を調査した上で3次までとしており、実現できている
	三重県 (H30)	・すべての工事を対象とし、 建築一式は3次まで、それ以外は2次まで (特記仕様書で規定) ・次数制限以上に下請契約を結ぶ場合には、 事前に発注者の承諾が必要	なし	・次数制限を超えた工事は、直近3年で平均0.6%程度(年間700～800件中2～6件)
	宮城県	・R2年度にモデル工事(建築は3次まで、土木は2次まで)を実施	なし	・建築工事の元請けから、施工体制管理の改善、下請けの利益向上などメリットあり、との声あり
総合 評価	長崎県 (H25)	・入札時に下請次数を 建築で3次まで、建築以外で2次まで にすることを誓約した場合、総合評価の加点対象とする	履行が確認できない場合は、工事成績点を10点減点	・過去3年の請負業者による誓約率99% ・過去に契約後の不履行は発生していない